

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

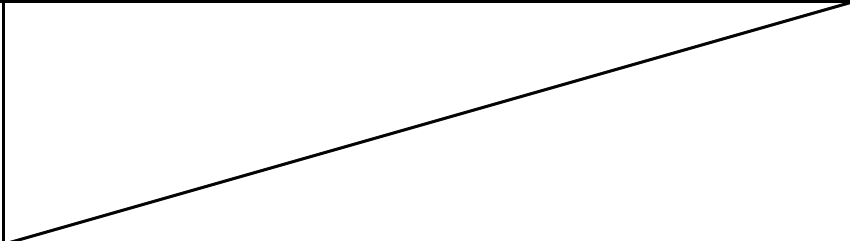
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	相模原市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-4
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/seido/1004422.html

執行機関名 相模原市長

障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所支援及び障害児入所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による障害福祉サービス及び地域生活支援事業等に係る利用者負担について一元的に管理し、その上限額を定めることに関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	84	
番号法別表第2の項	108	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の3の項 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所支援及び障害児入所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による障害福祉サービス及び地域生活支援事業等に係る利用者負担について一元的に管理し、その上限額を定めることに関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)第一条	相模原市障害福祉サービス等の負担上限月額の一元管理に関する要綱 第1条

<p>事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援、同法第7条第2項に規定する障害児入所支援、相模原市障害者等移動支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行。以下「移動支援事業実施要綱」という。）に基づく移動支援事業及び相模原市障害者等日中短期入所事業実施要綱（平成18年10月1日施行。以下「日中短期入所事業実施要綱」という。）に基づく日中短期入所事業の利用において、障害者若しくは障害児の保護者が負担すべき額について、同一の世帯における1月あたりの上限額を定める（以下「負担上限月額の一元管理」という。）ことにより、障害者若しくは障害児を養育する世帯の生活の安定に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
<p>独自利用事務の関連規範</p>		<p>相模原市障害福祉サービス等の負担上限月額の一元管理に関する要綱 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 児童福祉法施行令 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令 介護保険法</p>